

岩手県告示第707号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年10月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社丸己建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字西本町107番地3
 - ウ 代表者の氏名 水谷文昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7720号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年9月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手セキノ興産
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町流通センター南三丁目7番16号
 - ウ 代表者の氏名 関野光俊
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7858号
 - (3) 処分の内容 屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月30日付けで屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年9月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社創和技建
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市桜台一丁目4番11号
 - ウ 代表者の氏名 吉田和平
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9346号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年9月24日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年9月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社ヤマケン
 - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根餅田50番地4
 - ウ 代表者の氏名 齊藤武志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第60129号
 - (3) 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年9月30日付けで石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。